

京都ノートルダム女子大学新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

行動指針【学生用】

基本方針

この行動指針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、学生の皆さんがとるべき行動をまとめたものです。新型コロナウイルス感染症を予防し、仮に感染した場合にも、健康被害を最小限にとどめ、皆さんが心身ともに健康な生活が送れることを目的として作成しています。

なお、今後の状況の変化等を踏まえて、この行動指針を見直し、必要に応じて修正を加えるものとします。

留意事項

この行動指針は、各種方針・通知・ガイドラインを参考に作成し、学生の皆さんの安全を図るためのものであり、個人の診断に用いるものではありません。

また、本学に公認欠席(公欠)制度はありません(2021年度ND手帳p77参照)。この指針に基づいて、医療機関または保健所から、①感染して療養が必要、または②感染の可能性があり自宅待機(不要・不急の外出を控える)が必要、と判断されて授業を欠席した(する)場合、教務課・学事課で「欠席連絡票」を受取り、記入して各授業担当者に提出することができます。

対象者

全学生

目次

I 感染予防対策

II 感染に関すること

- 1 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 3 濃厚接触者と判断された場合 もしくは 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 4 同居者等が濃厚接触者と判断された場合
- 5 自分で判断が難しい場合

I 感染予防対策

I 個人の日常管理

(1) 手指及び咳エチケット等

手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を行ってください。顔をむやみに手で触らないことも重要です。喫煙者が感染した場合は重症化しやすいので禁煙を強く推奨します。

(2) 健康管理

登校前は、必ず自宅で体温を測ってきてください。37.5 度以上または平熱よりおおむね 1 度以上高い場合は、登校できません。

(3) マスクの着用

大学の構内では、マスクは原則、常時、正しく（鼻マスク×、あごマスク×）着用してください。なお、フェイスシールドのみの着用はやむを得ない場合を除き認めません。マスクを着用することができない時（食事中等）は、会話はしないでください。

(4) 本学の新型コロナウイルス感染症への対策の基本

大学では新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルを策定しています。マニュアルを確認し、引き続き感染予防を心がけてください。

○京都ノートルダム女子大学新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル
(令和3年9月15日一部改定版)

https://www.notredame.ac.jp/pdf/cms/0913_manual.pdf

II 感染に関すること

I 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合

(1) 対応

次の症状がある場合、かかりつけ医や医療機関を受診してください。

○厚生労働省HP「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」の相談・受診の目安 より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

<相談・受診の目安>

- ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、だるさ(倦怠感)、高熱(37.5 度以上または平熱よりおおむね 1 度以上高い体温)等の症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳・鼻水・のどの痛みなどの風邪の症状が続く場合

(2) 医療機関等への相談又は受診

発熱などの症状がある方は、**まずは、身近な医療機関へ電話で相談してください。**各市町村のホームページに、発熱症状などがある場合に受診・検査できる医療機関が掲載されていますので、参考にしてください。休日・夜間などで相談できる医療機関がない場合は、各都道府県にある相談センターに相談してください。医療機関を受診する際には、受診方法を電話等で確認し、マスクを着用して受診するようにしてください。

<参考>近畿の府県の新型コロナ受診相談センター

府県	名称	電話番号	相談受付時間
京都	きょうと新型コロナ医療相談センター	075-414-5487	京都府・京都市共通 365日24時間
滋賀	受診・相談センター	077-526-5411 (大津市在住)	平日 9:00~17:00
		077-528-3637 (大津市以外)	毎日 8:30~17:15
大阪	府民向け相談窓口	06-6944-8197	午前 9 時から午後 6 時まで(土曜・日曜・祝日)
兵庫	新型コロナ健康相談コールセンター	078-362-9980	24 時間(土曜日・日曜日・祝日含む)
奈良	新型コロナ・発熱患者受診相談窓口	0742-27-1132	24 時間(平日・土日祝)
和歌山	和歌山市保健所	073-488-5112	9:00~17:45(平日のみ)
	県庁健康推進課	073-441-2170	24 時間(土・日・祝含む)

(3) 大学への報告

受診し、陽性の場合は速やかにホームページまたは UNIPA に掲載の【Forms】での届出フォームに報告してください。陰性の場合、報告は不要です。

***この報告がない場合は、授業欠席の正答な理由として認められません。**

(4) 登校再開

陽性の場合、医師または保健所の指示による療養期間が終了したら登校することができます。陰性の場合、体調管理を継続して登校してください。

2 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 対応

医師または保健所からの療養期間を確認し、その期間は登校することができません。療養に専念してください。

(2) 大学への報告

速やかにホームページまたは UNIPA に掲載の【Forms】での届出フォームに報告してください。

***この報告がない場合は、授業欠席の正答な理由として認められません。**

(3) 学校への登校再開

医師または保健所の指示による療養期間が終了したら登校することができます。

3 濃厚接触者と判断された場合 もしくは 同居者等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 対応

濃厚接触者は、感染している可能性があることから、自宅待機が必要となります。以下の 1、2 のいずれか遅い方を 0 日目として 5 日間(6 日目解除)は登校することができません。

1 コロナと診断された方の発症日（無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)

2 コロナと診断された方の発症等により住居内で感染対策を講じた日

ただし、2 日目及び 3 日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キット(自費)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から登校することができます。登校再開時は保健室に報告し、8 日を経過するまでは健康観察を行ってください。

(2) 大学への報告

速やかにホームページまたは UNIPA に掲載の【Forms】での届出フォームに報告してください。

***この報告がない場合は、授業欠席の正答な理由として認められません。**

○厚生労働省 HP「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

- 1.感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
- 2.感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方(一人が望ましい)にする
- 3.できるだけ全員がマスクを使用する
- 4.こまめにうがい・手洗いをする
- 5.日中はできるだけ換気をする
- 6.取手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- 7.汚れたりネン、衣服を洗濯する
- 8.ゴミは密閉して捨てる

4 同居者等が濃厚接触者と判断された場合

(1) 対応

家庭内での感染予防、健康観察を続けてください。疑わしい症状が出現した場合は、速やかに身近な医療機関を受診してください。

(2) 大学への報告

不要です。

5 自分で判断が難しい場合

(1) 対応

保健室に電話またはメールで相談してください。開室時間外は各都道府県の新型コロナ受診センターに相談してください(p3 参照)。

保健室 開室時間(平日:8:45~17:15)

電話 075-706-3741

075-706-3773

FAX 075-712-1271

MAIL health@ml.notredame.ac.jp